

愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議設置要領

(目的)

第1条 愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、県域の関係機関、団体（以下「関係機関等」という。）が連携して、高齢者等の見守り等必要な取組についての情報交換、協議を行うことにより、市町村における高齢者等の見守りネットワークづくりの気運の醸成を図ることを目的とする。

2 連絡会議は、愛知県における消費者安全法第11条の3に基づく「消費者安全確保地域協議会」とみなす。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 高齢者等の見守り等に関する事
- (2) 構成員相互の情報交換及び調整を行うこと
- (3) 市町村の支援に関する事
- (4) その他高齢者等の消費者被害の防止について必要な事項に関する事

(構成員)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる関係機関等の職員により構成する。

(座長)

第4条 連絡会議に座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によるものとする。

(運営)

第5条 連絡会議は愛知県県民生活部長が招集する。

2 連絡会議の進行は座長が行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、愛知県県民生活部県民生活課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が連絡会議に諮って決定する。

附則 この要領は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

別表

関係機関	一般社団法人名古屋銀行協会 愛知県信用金庫協会 愛知県農業協同組合中央会 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 愛知県生活協同組合連合会 公益社団法人消費者関連専門家会議 公益社団法人愛知県医師会 一般社団法人愛知県歯科医師会 一般社団法人愛知県薬剤師会 愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会 愛知県民生委員児童委員連盟 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協 会中部支部 愛知県地域婦人団体連絡協議会 愛知県生活学校運動推進協議会 愛知消費者協会 愛知県共同購入協会 愛知県弁護士会 愛知県司法書士会 学識関係機関
行政機関	愛知県県民生活部地域安全課 愛知県健康福祉部医療福祉計画課地域包括ケア推進室 愛知県健康福祉部高齢福祉課 愛知県健康福祉部障害福祉課 愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課 愛知県県民生活部県民生活課